

千葉県高齢者居住安定確保計画【概要版】

策定の趣旨 高齢者向けの住宅や施設の整備及び高齢者向けのサービスの提供の両面における高齢者の居住安定確保を実現するための施策を明らかにする。

計画の意義

1. 高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条に基づく法定計画
2. 住宅部局と福祉部局が一体で策定する基本的な計画
3. 千葉県住生活基本計画及び千葉県高齢者保健福祉計画と整合した計画

計画期間

平成 24 年度～平成 32 年度
(9 年間)
※ 3～5 年を目途に見直し

高齢者居住安定確保計画制度の創設 (国交省・厚労省共管)

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正 (H21.5 改正、H21.8 施行)
都道府県は国の定める基本方針に基づき計画を策定できる。
- ・ 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針
平成 21 年 8 月 19 日 厚生労働省・国土交通省 告示第 1 号

本県の高齢者と高齢者の住まいの状況

1. 高齢者人口及び高齢化率の推移

| | 高齢者人口 | 高齢化率 |
|-----------|-------------|-------|
| S55(1980) | 330,188 人 | 7.0% |
| H12(2000) | 837,017 人 | 14.1% |
| H22(2010) | 1,320,120 人 | 21.5% |
| H37(2025) | 1,769,832 人 | 28.7% |

2. 要介護(要支援)高齢者

要介護(要支援)高齢者数は介護保険制度が創設されて以来伸び続けており、平成 37 年度には平成 22 年度の 1.8 倍になると見込まれる。

3. 一人暮らしの高齢者世帯・夫婦のみの高齢者世帯

H12 年から H32 年にかけて、一人暮らしの高齢者世帯及び夫婦のみの高齢者世帯が全国第 2 位の伸び率で増加すると見込まれる。

4. 高齢者世帯の持ち家率

高齢単身世帯の持ち家率(65.5%)は、高齢者世帯の持ち家率(83.5%)、高齢夫婦世帯の持ち家率(89.1%)に比べ低い。

5. 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率

高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率は 35.2%となっている。

6. 高齢期の住まいで重要な点

高齢期の住まいでは、「近くに医療施設や福祉施設がある」「バリアフリー化された住宅」「近く買い物できる場所がある」の 3 点が特に重要と考えられている。

7. 介護が必要になった時の住まい

介護が必要になったときの住まいは、自宅を望む人が 6 割以上であり、施設やサービス付き高齢者住宅もそれぞれ 1 割強の人が望んでいる。

8. 高齢者向け住宅等の整備状況

高齢者向け住宅等の整備状況は、高齢者人口に対して約 1.8%の整備状況。

9. 地域別居住の状況

県内の地域別では、県東部、県南部の高齢化率が高く、高齢夫婦世帯の持ち家率は、県北西部が低い。築後長期を経た大規模団地は、県北西部に多く集中している。

主な課題

1. 増加する一人暮らしの高齢者世帯、夫婦のみの高齢者世帯等に応じた老人ホームや高齢者向け賃貸住宅の供給確保
2. 高齢者が安心して住まいを確保することのできる仕組みの普及促進
3. 高齢期に備えたバリアフリー化等のリフォームが行われる仕組みの普及促進
4. 高齢者に対する医療・介護サービスの体制の充実
5. 高齢者の多様な生活支援ニーズに対応できる仕組みの構築
6. 災害時に備えての高齢者支援

目 標

目標 1：高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなどの適切な供給

基本指標 ・高齢者向け住宅等の割合
高齢者向け住宅等の数
サービス付き高齢者向け住宅の登録数
・高齢者居住安定確保計画策定市町村数
・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、特定施設の定員

目標 2：高齢者の自立や尊厳が確保された住まいが提供される環境の整備

基本指標 ・千葉県あんしん賃貸支援事業における協力店の登録数
・高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率

目標 3：地域包括ケアシステムの構築等による高齢者が安全に安心して住み続けられる地域づくり

基本指標 ・県内にずっと住み続けたい県民の割合
・地域包括支援センター設置数
・小域福祉フォーラム設置数
・徘徊高齢者 SOS ネットワーク数
・自主防災組織のカバー率

基本的な施策

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- (2) 公営住宅等における高齢者向け対応の促進
- (3) 良質な有料老人ホームの供給
- (4) 特別養護老人ホーム等の整備促進
- (5) 認知症高齢者グループホームの整備促進

- (1) サービス付き高齢者向け住宅登録制度の普及、運用
- (2) 民間賃貸住宅等への入居支援や各種制度の活用
- (3) 賃貸住宅関係団体や居住支援団体等との連携
- (4) バリアフリー化など住み続けるためのリフォームの普及促進
- (5) 情報提供体制、相談体制の充実

- (1) 地域での支え合い体制・地域見守りネットワークの整備促進
- (2) 高齢者が担い手となって活躍できる地域づくりの促進
- (3) 保健・医療・福祉・介護サービスの連携強化
- (4) 地域に住み続けるための高齢者の住まいの研究とまちづくりの推進
- (5) 災害時における支援体制の充実
- (6) 応急仮設住宅における高齢者の安全・安心の確保